

くらしの安心情報

情報ファイル NO.108

平成 23 年 7 月 11 日

「100万円を預けると元本を保証し月2万円配当の金融商品がある」と業者の説明を受けた。その後、別業者から「その商品を購入してくれれば、高値で買い取りたい」と電話があった。信用できますか。

相談内容

【相談者 70代 女性】

自宅に「金融に関するパンフレットが送付されていないか」と突然電話があり、「届いていない」と答えたところ、業者の訪問があり「100万円を預けると、元本保証で月2万円配当する。この話は家族に相談するな。」と言われました。その後、別の業者から「その商品を購入してくれれば高値で買い取りたい。」と電話がありました。信用できるでしょうか。

対処方法

最近、高齢者を対象としたトラブルが多発している中、「新金融商品」と称して、投資意欲をあおる新たな投資トラブルです。

連絡してきた業者の後に、別の業者を名乗る者から次々と電話がかかる劇場型勧誘です。この手口は、最初に数回の配当を行い信用させ、さらに多額な投資を執拗に要求します。他社で買い取りが実行された事例はなく、詐欺的な勧誘と推測されます。

- ・相談者には、金融商品の内容が不明瞭であり、配当や投資の仕組みも明らかでないので、理解できなければ絶対に契約しないよう助言しました。
- ・トラブル防止のためには、「高額な配当」や「高値で買取る」などといった、うまい話は絶対に信用しないで毅然として断ることが大切です。
- ・過去に投資の取引経験のある高齢者がねらわれやすいので、特に注意が必要です。
- ・万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

その金融商品を
高値で買い
取り
まっせ！

100万円で月
2万円の配当
金でっせ！



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890